

大津赤十字病院小児科専門研修プログラム

基幹施設：大津赤十字病院

連携施設：京都大学医学部附属病院

滋賀医科大学医学部附属病院

神戸市立医療センター中央市民病院

天理よろづ相談所病院

彦根市立病院

滋賀県立小児保健医療センター

関連施設：大津赤十字志賀病院

高島市民病院

公立甲賀病院

2025 年 4 月 1 日

目次

1. 大津赤十字病院小児科専門研修プログラムの概要
2. 小児科専門研修はどのようにおこなわれるのか
3. 専攻医の到達目標
 - 3-1 修得すべき知識・技能・態度など
 - 3-2 各種カンファレンスなどによる知識・技能の習得
 - 3-3 学問的姿勢
 - 3-4 医師に必要なコアコンピテンシー、倫理性、社会性
4. 施設群による研修プログラムと地域医療についての考え方
 - 4-1 年次毎の研修計画
 - 4-2 研修施設群と研修プログラム
 - 4-3 地域医療について
5. 専門研修の評価
6. 終了判定
7. 専門研修管理委員会
 - 7-1 専門研修管理委員会の業務
 - 7-2 専攻医の就業環境
 - 7-3 専門研修プログラムの改善
 - 7-4 専攻医の採用と修了
 - 7-5 小児科研修の休止・中断・プログラム移動、プログラム外研修の条件
 - 7-6 研修に対するサイトビジット（訪問調査）
8. 専門研修実績記録システム、マニュアル等
9. 専門研修指導医
10. Subspecialty 領域との連続性
11. 専門医制度下の大津赤十字病院小児科カリキュラム制(単位制)による研修制度

大津赤十字病院小児科専門研修プログラム

1. 大津赤十字病院小児科専門研修プログラムの概要

小児科医は成長、発達の過程にある小児の診療のため、正常小児の成長・発達に関する知識が不可欠で、新生児期から思春期まで幅広い知識と、発達段階によって疾患内容が異なるという知識が必要です。さらに小児科医は **general physician** としての能力が求められ、そのために、小児科医として必須の疾患をもれなく経験し、疾患の知識とチーム医療・問題対応能力・安全管理能力を獲得し、家族への説明と同意を得る技量を身につける必要があります。

本プログラムでは、「小児医療の水準向上・進歩を図り、小児の健康増進および福祉の充実に寄与する優れた小児科専攻医を育成する」ことを目的とし、一定の専門領域に偏ることなく、幅広く研修します。専攻医は「小児科医は子どもの総合医である」という基本的姿勢に基づいて3年間の研修を行い、「子どもの総合診療医」「育児・健康支援者」「子どもの代弁者」「学識・研究者」「医療のプロフェッショナル」の5つの資質を備えた小児科専門医となることをめざしてください。

専門研修1. 2年目は大津赤十字病院小児科で感染性疾患・内分泌代謝疾患・血液腫瘍疾患・アレルギー疾患・呼吸器疾患・消化器疾患・腎泌尿器疾患・循環器疾患・神経疾患を担当医として研修し、2年目のうち6か月間は総合周産期医療センター新生児科で新生児疾患・先天異常疾患を研修します。3年目は滋賀県立小児保健医療センター、彦根市立病院などで地域医療などの研修、あるいは3年目も大津赤十字病院で研修します。3年間を通じ外来での乳幼児健診、予防接種などの小児保健・社会医学の研修と救急医療についても研修します。

大津赤十字病院小児科はアレルギー、小児神経、小児循環器、小児血液などの専門領域の専門医がおり各種領域の指導が受けられます、内分泌・代謝、腎泌尿器については専門外来で対応しています。1次から3次までの救急疾患にも対応しており救急疾患の研修も可能です。総合周産期医療センター新生児科には滋賀県内より多くの紹介があります。また滋賀県内の関連施設での研修も可能です。これらの施設で、小児科専門研修で必要とされるすべての領域の研修が可能です。

2. 小児科専門研修はどのように行われるか

3年間の小児科専門研修では、日本小児科学会が定めた「小児科医の到達目標」のレベルAの臨床能力の獲得をめざして研修を行います。到達度の自己評価と指導医からのアドバイスを受けるために、「小児科専門研修手帳」を常に携帯し、定期的に振り返りながら研修を進めてください。

1) 臨床現場での学習：外来、病棟、健診などで、到達目標に記載されたレベルAの臨床経験を積むことが基本となります。経験した症例は、指導医からフィードバック・アドバイスを受けながら、診療録の記載、サマリーレポートの作成、臨床研修手帳への記載（ふりかえりと指導医からのフィードバック）、臨床カンファレンス、抄読会、CPCでの発表などを経て、知識、臨床能力を定着させてゆきます。

➤「小児科専門医の役割」に関する学習：日本小児科学会が定めた小児科専門医の役割を3年間で身

につけるようにしてください（次項参照、研修手帳に記録）。

➤「経験すべき症候」に関する学習：日本小児科学会が定めた経験すべき33症候のうち8割以上（27症候以上）を経験するようにしてください（次項参照、研修手帳に記載）。

➤「経験すべき疾患」に関する学習：日本小児科学会が定めた経験すべき109疾患のうち8割以上（88疾患以上）を経験するようにしてください（研修手帳参照、記録）。

➤「習得すべき診療技能と手技」に関する学習：日本小児科学会が定めた経験すべき54技能のうち8割以上（44技能以上）を経験するようにしてください（研修手帳に記録）。

2) 臨床現場を離れた学習：以下の学習機会を利用して、到達目標達成の助けとしてください。

(1)日本小児科学会学術集会、分科会主催の学会、地方会、セミナー、講習会等への参加

(2)小児科学会主催の「小児科専攻医取得のためのインテンシブコース」（1泊2日）：到達目標に記載された24領域に関するポイントを3年間で網羅して学習できるセミナー

(3)学会等での症例発表

(4)日本小児科学会オンラインセミナー：医療安全、感染対策、医療倫理、医療者教育など

(5)日本小児科学会雑誌等の定期購読および症例報告等の投稿

(6)論文執筆：専門医取得のためには、小児科に関する論文を査読制度のある雑誌に1つ報告しなければなりません。論文執筆には1年以上の準備を要しますので、指導医の助言を受けながら、早めに論文テーマを決定し、論文執筆の準備を始めてください。

3) 自己学習：到達目標と研修手帳に記載されている小児疾患、病態、手技などの項目を自己評価しながら、不足した分野・疾患については自己学習を進めてください。

4) 大学院進学：当プログラムでは専門研修中の大学院進学は想定していません。ただ希望があれば申し出てください。

5) サブスペシャルティ研修：10 Subspecialty 領域との連続性を参照してください。

3. 専攻医の到達目標

3-1.（習得すべき知識・技能・研修・態度など）

1)「小児科専門医の役割」に関する到達目標：日本小児科学会が定めた小児科専門医としての役割を3年間で身につけるようにしてください（研修手帳に記載してください）。

これらは6項で述べるコア・コンピテンシーと同義です。

役割		1 年 目	2 年 目	3 年 目

子どもの 総合診療 医	子どもの総合診療 ●子どもの身体、心理、発達に関し、時間的・空間的に全体像を把握できる ●子どもの疾患を生物学的、心理社会的背景を含めて診療できる ●EBMと Narrative-based Medicine を考慮した診療ができる			
	成育医療 ●小児期だけにとどまらず、思春期・成人期も見据えた医療を実践できる ●次世代まで見据えた医療を実践できる			
	小児救急医療 ●小児救急患者の重症度・緊急度を判断し、適切な対応ができる ●小児救急の現場における保護者の不安に配慮ができる			
	地域医療と社会資源の活用 ●地域の一次から二次までの小児医療を担う ●小児医療の法律・制度・社会資源に精通し、適切な地域医療を提供できる ●小児保健の地域計画に参加し、小児科に関わる専門職育成に関与できる			
	患者・家族との信頼関係 ●多様な考えや背景を持つ小児患者と家族に対して信頼関係を構築できる ●家族全体の心理社会的因子に配慮し、支援できる			
育児・健 康支援者	プライマリ・ケアと育児支援 ●Common Diseases など、日常よくあるが子どもの健康問題に対応できる ●家族の不安を把握し、適切な育児支援ができる			
	健康支援と予防医療 ●乳幼児・学童・思春期を通して健康支援・予防医療を実践できる			
子どもの 代弁者	アドヴォカシー (advocacy) ●子どもに関する社会的な問題を認識できる ●子どもや家族の代弁者として問題解決にあたることができる			
学識・研 究者	高次医療と病態研究 ●最新の医学情報を常に収集し、現状の医療を検証できる ●高次医療を経験し、病態・診断・治療法の研究に積極的に参画する			
	国際的視野			

	●国際的な視野を持って小児医療に関わることができる ●国際的な情報発信・国際貢献に積極的に関わる			
医療のプロフェッショナル	医の倫理 ●子どもを一つの人格として捉え、年齢・発達段階に合わせた説明・告知と同意を得ることができる ●患者のプライバシーに配慮し、小児科医としての社会的・職業的責任と医の倫理に沿って職務を全うできる			
	省察と研鑽 ●他者からの評価を謙虚に受け止め、生涯自己省察と自己研鑽に努める			
	教育への貢献 ●小児医療に関わるロールモデルとなり、後進の教育に貢献できる ●社会に対して小児医療に関する啓発的・教育的取り組みができる			
	協働医療 ●小児医療に関わる多くの専門職と協力してチーム医療を実践できる			
	医療安全 ●小児医療における安全管理・感染管理の適切なマネジメントができる			
	医療経済 ●医療経済・保険制度・社会資源を考慮しつつ、適切な医療を実践できる			

2)「経験すべき症候」に関する到達目標：日本小児科学会が定めた経験すべき33症候のうち8割以上（27症候以上）を経験するようにしてください（研修手帳に記録してください）

症候	1 年 目	2 年 目	3 年 目
体温の異常			
発熱、不明熱、低体温			
疼痛			
頭痛			
胸痛			
腹痛（急性、反復性）			
背・腰痛、四肢痛、関節痛			

全身的症候			
泣き止まない、睡眠の異常			
発熱しやすい、かぜをひきやすい			
だるい、疲れやすい			
めまい、たちくらみ、顔色不良、気持ちが悪い			
ぐったりしている、脱水			
食欲がない、食が細い			
浮腫、黄疸			
成長の異常			
やせ、体重増加不良			
肥満、低身長、性成熟異常			
外表奇形・形態異常			
顔貌の異常、唇・口腔の発生異常、鼠径ヘルニア、臍ヘルニア、股関節の異常			
皮膚、爪の異常			
発疹、湿疹、皮膚のびらん、蕁麻疹、浮腫、母斑、膿瘍、皮下の腫瘤、乳腺の異常、爪の異常、発毛の異常、紫斑			
頭頸部の異常			
大頭、小頭、大泉門の異常			
頸部の腫脹、耳介周囲の腫脹、リンパ節腫大、耳痛、結膜充血			
消化器症状			
嘔吐（吐血）、下痢、下血、血便、便秘、口内のただれ、裂肛			
腹部膨満、肝腫大、腹部腫瘤			
呼吸器症状			
咳、嗄声、喀痰、喘鳴、呼吸困難、陥没呼吸、呼吸不全、多呼吸			
鼻閉、鼻汁、咽頭痛、扁桃肥大、いびき			
循環器症状			
心雑音、脈拍の異常、チアノーゼ、血圧の異常			
血液の異常			
貧血、鼻出血、出血傾向、脾腫			
泌尿生殖器の異常			
排尿痛、頻尿、乏尿、失禁、多飲、多尿、血尿、陰嚢腫大、外性器の異常			
神経・筋疾患			
けいれん、意識障害			
歩行障害、不随意運動、麻痺、筋力が弱い、体が柔らかい、floppy infant			
発達の問題			

発達の遅れ、落ち着きがない、言葉が遅い、構音障害（吃音）、学習困難			
行動の問題			
夜尿、遺糞			
泣き入りひきつけ、夜泣き、夜驚、指しゃぶり、自慰、チック			
うつ、不登校、虐待、家庭の危機			
事故、傷害			
溺水、管腔異物、誤飲、誤嚥、熱傷、虫刺			
臨死、死			
臨死、死			

3)「経験すべき疾患」に関する到達目標：日本小児科学会が定めた経験すべき109疾患のうち、8割以上（88疾患以上）を経験するようにしてください（研修手帳に記録してください）。

新生児疾患、先天異常	感染症	循環器疾患	精神・行動・心身医学
低出生体重児	麻疹、風疹	先天性心疾患	心身症、心身医学的問題
新生児黄疸	単純ヘルペス感染症	川崎病の冠動脈障害	夜尿
呼吸窮迫症候群	水痘・帯状疱疹	房室ブロック	心因性頻尿
新生児仮死	伝染性単核球症	頻拍発作	発達障害、言語発達遅滞
新生児の感染症	突発性発疹症	血液、腫瘍	自閉症スペクトラム
マス・スクリーニング	伝染性紅斑	鉄欠乏性貧血	AD/HD
先天異常、染色体異常症	手足口病、ヘルパンギーナ	血小板減少	救急
先天代謝、代謝性疾患	インフルエンザ	白血病、リンパ腫	けいれん発作
先天代謝異常症	アデノウイルス感染症	小児がん	喘息発作
代謝性疾患	溶連菌感染症	腎・泌尿器	ショック
内分泌	感染性胃腸炎	急性糸球体腎炎	急性心不全
低身長、成長障害	血便を呈する細菌性胃腸炎	ネフローゼ症候群	脱水症
単純性肥満、症候性肥満	尿路感染症	慢性腎炎	急性腹症

性早熟症、思春期 早発症	皮膚感染症	尿細管機能異常症	急性腎不全
糖尿病	マイコプラズマ感 染症	尿路奇形	虐待、ネグレクト
生体防御、免疫	クラミジア感染症	生殖器	乳児突然死症候群
免疫不全症	百日咳	亀頭包皮炎	来院時心肺停止
免疫異常症	RS ウイルス感染 症	外陰膣炎	溺水、外傷、熱傷
膠原病、リウマチ性 疾患	肺炎	陰嚢水腫、精索水 腫	異物誤飲・誤嚥、 中毒
若年性特発性関節 炎	急性中耳炎	停留精巣	思春期
SLE	髄膜炎（化膿性、 無菌性）	包茎	過敏性腸症候群
川崎病	敗血症、菌血症	神経・筋疾患	起立性調節障害
血管性紫斑病	真菌感染症	熱性けいれん	性感染、性感染症
多型滲出性紅斑症 候群	呼吸器	てんかん	月経の異常
アレルギー性疾患	クループ症候群	顔面神経麻痺	関連領域
気管支喘息	細気管支炎	脳炎、脳症	虫垂炎
アレルギー性鼻 炎・結膜炎	気道異物	脳性麻痺	鼠径ヘルニア
アトピー性皮膚炎	消化器	高次脳機能障害	肘内障
蕁麻疹、血管性浮 腫	腸重積	筋ジストロフィー	先天性股関節脱臼
食物アレルギー	反復性腹痛		母斑、血管腫
アナフィラキシー	肝機能障害		扁桃、アデノイド 肥大
			鼻出血

4)「習得すべき診療技能と手技」に関する到達目標：日本小児科学会が定めた経験すべき54技能のうち、8割以上（44技能以上）を経験するようにしてください（研修手帳に記録してください）。

身体計測		採尿	けいれん重積の処置 と治療
皮脂厚測定		導尿	抹消血液検査
バイタルサイン		腰椎穿刺	尿一般検査、生化学 検査、畜尿

小奇形・形態異常の 評価		骨髓穿刺	便一般検査
前弯試験		浣腸	髄液一般検査
透光試験（陰嚢、脳 室）		高圧浣腸（腸重積整 復術）	細菌培養検査、塗抹 染色
眼底検査		エアゾール吸入	血液ガス分析
鼓膜検査		酸素吸入	血糖・ビリルビン簡 易測定
鼻腔検査		臍肉芽の処置	心電図検査（手技）
注射法	静脈内注射	鼠径ヘルニアの還納	X線単純撮影
	筋肉内注射	小外科、腫瘍の外科 処置	消化管造影
	皮下注射	肘内障の整復	静脈性尿路腎盂造影
	皮内注射	輸血	CT検査
採血法	毛細管採血	胃洗浄	腹部超音波検査
	静脈血採血	経管栄養法	排泄性膀胱尿道造影
	動脈血採血	簡易静脈圧測定	
静脈路確保	新生児	光線療法	
	乳児	心肺蘇生	
	幼児	消毒・滅菌法	

3-2. 各種カンファレンスなどによる知識・技能の習得

- 1) 朝カンファレンス：毎朝新入院患者のプレゼンテーション、検査方針、治療方針などの症例検討、その他の入院患者の検討
- 2) 回診：毎週水曜日の午前中に全患者のカルテ回診、担当患者以外についても検討に加わる。
- 3) モーニングレクチャー：毎週水曜日の午前8時15分から決められたテーマについて、調べた結果のレクチャー、該当する症例の検討
- 4) 症例検討会：診断や治療方針の決定が難しい症例があれば行う
- 5) 予演会：学会発表、研究会での発表などの前に行う、機会があれば積極的に症例報告などを行う
- 6) 学生・初期研修医の指導：専攻医、指導医のチームに学生・初期研修医が入り、担当症例の診療を行い、該当疾患の理解を深める

3-3. 学問的姿勢

当プログラムでは、3年間の研修を通じて科学的思考、生涯学習の姿勢、研究への関心などの学問的

姿勢も学んでいきます。

- 1) 受持患者などについて、常に最新の医学情報を吸収し、診断・治療に反映できる。
- 2) 高次医療を経験し、病態・診断・治療法の臨床研究に協力する。
- 3) 国際的な視野を持って小児医療を行い、国際的な情報発信・貢献に協力する。
- 4) 指導医などからの評価を謙虚に受け止め、ふりかえりと生涯学習ができるようにする。

また、小児科専門医資格を受験するためには、査読制度のある雑誌に小児科に関する筆頭論文1編を發表していることが求められます。論文執筆には1年以上の準備を要しますので、研修2年目のうちに指導医の助言を受けながら、論文テーマを決定し、投稿の準備を始めることが望まれます。

3-4. 医師に必要なコアコンピテンシー、倫理性、社会性

コアコンピテンシーとは医師としての中核的な能力あるいは姿勢のことで、第3項の「小児科専門医の役割」に関する到達目標が、これに該当します。特に「医療のプロフェッショナル」は小児科専門医としての倫理性や社会性に焦点を当てています。

- 1) 子どもを一個の人格として捉え、年齢・発達段階に合わせた説明・告知と同意を得ることができる。
- 2) 患者のプライバシーに配慮し、小児科医としての社会的・職業的責任と医の倫理に沿って職務を全うできる。
- 3) 小児医療に関わるロールモデルとなり、後進の教育に貢献できる。
- 4) 社会に対して小児医療に関する啓発的・教育的取り組みができる。
- 5) 小児医療に関わる多くの専門職と協力してチーム医療を実践できる。
- 6) 小児医療の現場における安全管理・感染管理に対して適切なマネジメントができる。
- 7) 医療経済・社会保険制度・社会的資源を考慮しつつ、適切な医療を実践できる。

4. 研修施設群による研修プログラムと地域医療についての考え方

4-1 年次毎の研修計画

日本小児科学会では研修年次毎の達成度（マイルストーン）を定めています（下表）。小児科専門研修においては広範な領域をローテーションしながら研修するため、研修途中においてはマイルストーンの達成度は専攻医ごとに異なっていてかまいませんが、研修終了時点で一定レベル達していることが望まれます。「小児科専門医の役割（16項目）」の各項目に関するマイルストーンについては研修マニュアルを参照してください。研修3年次はチーフレジデントとして専攻医全体のとりまとめ、後輩の指導、研修プログラムへの積極的関与など、責任者としての役割が期待されます。

1年次	健康な子どもと家族、common disease、小児保健・医療制度の理解 基本的診療技能（面接、診察、手技）、健康診査法の修得 小児科総合医、育児・健康支援者としての役割を自覚する
2年次	病児と家族、重症疾患・救急疾患の理解

	診療技能に習熟し、重症疾患・救急疾患に対応できる 小児科総合医としての実践力を高める、後輩の指導
3年次 (チーフレジデント)	高度先進医療、希少難病、障がい児に関する理解 高度先進医療、希少難病、障がい児に関する技能の修得 子どもの代弁者、学識者、プルフェッショナルとしての実践 専攻医とりまとめ、後輩指導、研修プログラムへの積極的関与

4-2 研修施設群と研修モデル

小児科専門研修プログラムは3年間（36か月）と定められています。本プログラムにおける研修施設群と、年次毎の研修モデルは下表のとおりです。

	研修基幹施設	専門研修連携施設 A	専門研修連携施設 B	関連施設
	大津赤十字病院	神戸中央市民病院 天理よろづ相談所病院 彦根市立病院 滋賀県立総合病院(旧 滋賀県立小児保健医療 センター)	滋賀医科大学附属病院 京都大学医学部附属病院	公立甲賀病院 高島市民病院 大津赤十字 志賀病院
小児科 年間入院延数	7950			
小児科 年間外来延数	17593			
小児科 専門医数 (内指導医数)	16人(4人)	10人(6人) 4人(3人) 3人(1人) 8人(6人)	26人(17人) 35人(22人)	3人(1人) 2人(1人) 2人(1人)
専攻医 A	○	○		
専攻医 B	○		○	○
専攻医 C	○	○	○	

各施設での 研修期間	24～30か月	6か月	6か月	6か月
		(0～12)	(0～6)	(0～6)
施設での研修 内容	小児科 25 領域全般にわたって研修する。小児外科など外科系科とも連携する。小児救急については 3 次救急も含めた研修を行う。新生児は総合周産期センターにて研修する。	神戸中央市民病院、天理よろづ相談所病院彦根市立病院では地域基幹病院としての小児科医療と地域での救急医療を研修する。滋賀県立総合病院では神経筋疾患、児童精神医学および小児リハビリテーションの専門的研修と地域保健活動を研修する。	滋賀医科大学では血液悪性腫瘍疾患、腎泌尿器疾患、先天代謝異常・内分泌疾患等の高度な研修を主に行う。京都大学では血液悪性腫瘍疾患、免疫疾患、循環器疾患、集中治療等に対する高度医療について主に研修する。	地域に密着した小児科医療について研修する。

<領域別の研修目標>

研修領域	研修目標	基幹研修施設	研修連携施設	その他
診療技能全般	小児の患者に適切に対応し、特に生命にかかわる疾患や治療可能な疾患を見逃さないために小児に見られる各症候を理解し情報収集と身体診察を通じて病態を推測するとともに、疾患の出現頻度と重症度に応じて的確に診断し、患者・家族の心理過程や苦痛、生活への影響に配慮する能力を身につける。 1平易な言葉で患者や家族とコミュニケーションをとる 2症候をめぐる患者と家族の解釈モデルと期待を把握し、適切に対応する 3目と耳と手を駆使し、診察用具を適切に使用して、基本的な診察を行う 4対診・紹介を通して、医療者間の人間関係を確立する 5地域の医療資源を活用する 6診療録に利用価値の高い診療情報を記	大津赤十字病院		

	載する 7対症療法を適切に実施する 8臨床検査の基本を理解し、適切に選択・実施する			
小児保健	子どもが家庭や地域社会の一員として心身の健康を維持・向上させるために、成長発達に影響を与える文化・経済・社会的要因の解明に努め、不適切な環境条件から子どもを保護し、疾病・傷害・中毒の発生を未然に防ぎ、医療・社会福祉資源を活用しつつ子どもや家族を支援する能力を身につける	同上	滋賀県立小児保健医療センター	
成長・発達	子どもの成長・発達に異常をきたす疾患を適切に診断・治療するために、身体・各臓器の成長、精神運動発達、成長と発達に影響する因子を理解し、成長と発達を正しく評価し、患者と家族の心理社会的背景に配慮して指導する能力を身につける	同上	彦根市立病院 天理よろづ	
栄養	小児の栄養改善のために、栄養所要量や栄養生理を熟知し、母乳育児や食育を推進し、家庭や地域、環境に配慮し、適切な栄養指導を行う能力を身につける	同上		
水・電解質	小児の体液生理、電解質、酸塩基平衡の特殊性を理解し、脱水や水・電解質異常の的確な診断と治療を行う能力を身につける。入院患者を担当しながら、全身管理の一環として水・電解質管理を学ぶ	同上		
新生児	新生児の生理、新生児期特有の疾患と病態を理解し、母子早期接触や母乳栄養を推進し、母子の愛着形成を支援するとともに、母体情報、妊娠・分娩経過、系統的な身体診察、注意深い観察に基づいて病態を推測し、侵襲度に配慮して検査や治療を行う能力を習得する	同上	神戸中央市民	
先天代謝異常・代謝性疾患	主な先天代謝異常症の診断と治療を行うために、先天代謝異常症の概念と基本的な	同上	滋賀医科大学 附属病院	

	分類を理解し、新生児マス・スクリーニング陽性者には適切に対応し、一般診療の中で種々の症状・所見から先天代謝異常症を疑い、緊急を要する病態には迅速に対応し、適切なタイミングで専門医へ紹介する技能を身につける		滋賀県立小児保健医療センター	
内分泌	内分泌疾患に対して適切な初期対応と長期管理を行うために、各種ホルモンの一般的概念、内分泌疾患の病態生理を理解し、スクリーニング検査や鑑別診断、緊急度に応じた治療を行うことのできる基本的能力を身につける	同上	滋賀医科大学 附属病院	
生体防御免疫	一般診療の中で免疫異常症を疑い、適切な診断と治療ができるために、各年齢における免疫能の特徴を理解し、免疫不全状態における感染症の診断、日常生活・学校生活へのアドバイスと配慮ができ、専門医に紹介できる能力を身につける	同上	京都大学医学部 附属病院	
膠原病リウマチ性疾患	主な膠原病・リウマチ性疾患について小児の診断基準に基づいた診断、標準的治療とその効果判定を行うために、系統的な身体診察、検査の選択、結果の解釈を身につけるとともに、小児リウマチの専門家との連携、整形外科・皮膚科・眼科・リハビリテーション科など多専門職とのチーム医療を行う能力を身につける	同上	京都大学医学部 附属病院	
アレルギー	アレルギー反応の一連の仕組み、非即時型アレルギーの病態、IgE 抗体を介した即時型アレルギーについて、アトピー素因を含めた病歴聴取、症状の推移の重要性を理解し、十分な臨床経験を積んで検査・診断・治療法を習得する	同上	彦根市立病院 神戸中央市民	
感染症	主な小児の感染症について、疫学、病原体の特徴、感染機構、病態、診断・治療法、予防法を理解し、病原体の同定、感染経路	同上	彦根市立病院 神戸中央市民 天理よろづ	

	の追究、感染症サーベイランスを行うとともに、薬剤耐性菌の発生や院内感染予防を認識し、患者・家族および地域に対して適切な指導ができる能力を身につける			
呼吸器	小児の呼吸器疾患を適切に診断・治療するため、成長・発達にともなう呼吸器官の解剖学的特性や生理的变化、小児の身体所見の特徴を理解し、それらに基づいた診療を行い、急性呼吸不全患者には迅速な初期対応を、慢性呼吸不全患者には心理社会的側面にも配慮した対応能力を身につける	同上	彦根市立病院 神戸中央市民 天理よろづ	
消化器	小児の主な消化器疾患の病態と症候を理解し、病歴聴取・診察・検査により適切な診断・治療・予防を行い、必要に応じて外科等の専門家と連携し、緊急を要する消化器疾患に迅速に対応する能力を身につける	同上	京都大学医学 部附属病院	
循環器	主な小児の心血管系異常について、適切な病歴聴取と身体診察を行い、基本的な心電図・超音波検査結果を評価し、初期診断と重症度を把握し、必要に応じて専門家と連携し、救急疾患については迅速な治療対応を行う能力を身につける	同上	彦根市立病院 神戸中央市民 天理よろづ	
血液	造血系の発生・発達、止血機構、血球と凝固因子・線溶系異常の発生機序、病態を理解し、小児の血液疾患の鑑別診断を行い、頻度の高い疾患については正しい治療を行う能力を修得する	同上	京都大学医学 部附属病院	
腫瘍	小児の悪性腫瘍の一般的特性、頻度の高い良性腫瘍を知り、初期診断法と治療の原則を理解するとともに、集学的治療の重要性を認識して、腫瘍性疾患の診断と治療を行う能力を修得する	同上	京都大学医学 部附属病院	
腎・泌尿器	頻度の高い腎・泌尿器疾患の診断ができ、適切な治療を行い、慢性疾患においては成長発達に配慮し、緊急を要する病態や難	同上	滋賀医科大学 附属病院	

	治性疾患には指導医や専門家の監督下で適切に対応する能力を修得する			
生殖器	専門家チーム(小児内分泌医、小児外科医／泌尿器科医、形成外科医、小児精神科医／心理士、婦人科医、臨床遺伝医、新生児科医などから構成されるチーム)と連携し、心理的側面に配慮しつつ治療方針を決定する能力を修得する	同上	滋賀医科大学 附属病院 神戸中央市民	
神経・筋	主な小児神経・筋疾患について、病歴聴取、年齢に応じた神経学的診察、精神運動発達および神経学的評価、脳波、神経放射線画像などの基本的検査を実施し、診断・治療計画を立案し、また複雑・難治な病態については、指導医や専門家の指導のもと、患者・家族との良好な人間関係の構築、維持に努め、適切な診療を行う能力を修得する	同上	滋賀県立小児 保健医療セン ター 滋賀医科大学 附属病院	
精神・行動・心身 医学	小児の訴える身体症状の背景に心身医学的問題があることを認識し、出生前からの小児の発達と母子相互作用を理解し、主な小児精神疾患、心身症、精神発達の異常、親子関係の問題に対する適切な初期診断と対応を行い、必要に応じて専門家に紹介する能力を身につける	同上	滋賀県立小児 保健医療セン ター 滋賀医科大学 附属病院	
救急	小児の救急疾患の特性を熟知し、バイタルサインを把握して年齢と重症度に応じた適切な救命・救急処置およびトリアージを行い、高次医療施設に転送すべきか否かとその時期を判断する能力を修得する	同上	彦根市立病院 神戸中央市民	公立甲賀 病院 高島市民 病院 大津赤十 字志賀病 院
思春期医学	思春期の子どもの心と体の特性を理解し、健康問題を抱える思春期の子どもと家族に対して、適切な判断・対応・治療・予防措置などの支援を行うとともに、関連する診療	同上	滋賀県立小児 保健医療セン ター	

	科・機関と連携して社会的支援を行う能力を身につける			
地域総合 小児医療	地域の一次・二次医療、健康増進、予防医療、育児支援などを総合的に担い、地域の各種社会資源・人的資源と連携し、地域全体の子どもを全人的・継続的に診て、小児の疾患の診療や成長発達、健康の支援者としての役割を果たす能力を修得する	同上	天理よろづ 神戸中央市民	公立甲賀 病院 高島市民 病院 大津赤十 字志賀病 院

4－3 地域医療の考え方

当プログラムは大津赤十字病院小児科を基幹施設とし、大津医療圏を中心に滋賀県全体よりの小児救急、新生児救急にも対応したものです。3年間の研修期間中に、地域救急医療を経験することができるようになっています。

<地域小児総合医療の具体的到達目標>

- 1 子どもの疾病・傷害の予防、早期発見、基本的な治療ができる
 - ア 子どもや養育者とのコミュニケーションを図り、信頼関係を構築できる
 - イ 予防接種について、養育者に接種計画、効果、副反応を説明し、適切に実施する、副反応・事故が生じた場合には適切に対処できる
- 2 子どもをとりまく家族・園・学校などの環境の把握ができる
- 3 養育者の経済的・精神的な育児困難がないかを見極め、虐待を念頭に置いた対応ができる
- 4 子どもや養育者からの確かな情報収集ができる
- 5 Common Disease の診断や治療、ホームケアについて本人と養育者に分かりやすく説明できる
- 6 重症度や緊急度を判断し、初期対応と、適切な医療機関への紹介ができる
- 7 希少疾患・専門性の高い疾患を想起し、専門医へ紹介できる
- 8 乳幼児健康診査・育児相談を実施できる
 - ア 成長・発達障害、視・聴覚異常、行動異常、虐待等を疑うことができる
 - イ 養育者の育児不安を受け止めることができる
 - ウ 基本的な育児相談、栄養指導、生活指導ができる
- 9 地域の医療・保険・福祉・行政の専門職、スタッフとコミュニケーションをとり協働できる
- 10 地域の連携機関の概要を知り、医療・保健・福祉・行政の専門職と連携し、小児の育ちを支える適切な対応ができる

5 専門研修の評価

専門研修を有益なものとし、到達目標達成を促すために、当プログラムでは指導医が専攻医に対して

様々な形成的評価（アドバイス、フィードバック）を行います。専攻医自身も常に自己評価を行うことが重要です（振り返りの習慣、研修手帳の記載など）。適時各専攻医の進捗状況をチェックし、3年間の研修終了時には目標達成度を総括的に評価し、研修修了認定を行います。指導医は、臨床経験豊富な小児科専門医です。

1) 指導医による形成的評価

- 日々の診療において専攻医を指導し、アドバイス・フィードバックを行う。
- 毎週の教育的行事（回診、カンファレンス等）で、専攻医のプレゼンなどに対してアドバイス・フィードバックを行う。
- 適時、専攻医の診療を観察し、記録・評価して専攻医にフィードバックする。
- 適時、研修手帳のチェックを受ける。

2) 専攻医による自己評価

- 日々の診療・教育的行事において指導医から受けたアドバイス・フィードバックに基づき、ふりかえりを行う。
- 適時、指導医とともに研修上の問題点や悩み、研修の進め方、キャリア形成などについて考える機会を持つ。
- 適時、研修状態の評価を受け、その際、自己評価も行う。
- 適時、研修手帳の記載を行い、自己評価とふりかえりを行う。

3) 総括的评价

- 毎年1回、年度末に研修病院で評価を受ける（指導医、医療スタッフなど多職種）。
- 3年間の総合的な終了判定は研修管理委員会が行います。修了認定されると小児科専門医試験の申請を行うことができます。

6. 修了判定

1) 評価項目

- (1) 小児科医としての必須の知識および問題解決能力
- (2) 小児科専攻医としての適切なコミュニケーション能力および態度について、指導医・同僚専攻医・看護師の評価に基づき、研修管理委員会で修了判定を行います。

2) 評価基準と時期

- (1) の評価：適時（年2回程度）指導医が、専攻医の病歴聴取、診察、コミュニケーション（態度）、臨床判断、プロフェッショナルリズム、まとめる力・能率、総合的評価を行い研修手帳に記載します。
- (2) の評価：年度末評価を参考にします。専門研修プログラム統括責任者、連携施設の専門研修担当者、指導医、小児科看護師、同時期に研修した専攻医などが、①総合診療能力、②育児支援の姿勢、③代弁する姿勢、④学識獲得の努力、⑤プロフェッショナルとしての態度について評価します。
- (3) 総括評価：(1)、(2)を参考に、研修手帳の記載、症例サマリー、診療活動・学術活動などを総合的に評価して終了判定します。研修終了判定がおりないと、小児科専門

医試験を受験できません。

- (4)「妊娠・出産前後に伴う研修期間の休止」、「疾病での休止」、「短時間雇用形態での研修」、「専門研修プログラムを移動する場合」、「その他一時的にプログラムを中断する場合」に相当する場合は、その都度諸事情および研修期間等を考慮して判定を行います。

<専攻医が専門研修プログラムの終了に向けて行うべきこと>

プログラム修了認定、小児科専門医試験の受験のためには、以下の条件が満たされなければなりません。チェックリストとして利用してください。

- 1 「小児科専門医の役割」に関する目標達成（研修手帳）
- 2 「経験すべき症候」に関する目標達成（研修手帳）
- 3 「経験すべき疾患」に関する目標達成（研修手帳）
- 4 「習得すべき診療技能と手技」に関する目標達成（研修手帳）
- 5 年2回程度の評価（研修手帳）
- 6 年度末評価（年1回、合計3回）
- 7 30症例のサマリー（領域別指定疾患を含むこと）
- 8 講習会受講：医療安全、医療倫理、感染防止など
- 9 筆頭論文1編の執筆（小児科関連論文、査読制度のある雑誌掲載）

7. 専門研修プログラム管理委員会

7-1 専門研修プログラム管理委員会の業務

本プログラムでは、基幹施設である大津赤十字病院小児科に、基幹施設の研修担当委員および各連携施設の責任者から構成され、専門研修プログラムを総合的に管理運営する「専門研修プログラム管理委員会」を、また連携施設には「専門研修連携施設プログラム担当者」を置いています。プログラム統括責任者は研修プログラム管理委員会を定期的に開催し、以下の（1）～（10）の役割と権限を担います。専門研修プログラム管理委員会の構成メンバーには、医師以外に、看護師、病院事務、薬剤師、検査部などの多職種が含まれます。

<研修プログラム管理委員会の業務>

- 1) 研修カリキュラムの作成・運用・評価
- 2) 個々の専攻医に対する研修計画の立案
- 3) 研修の進捗状況の把握（年度毎の評価）
- 4) 研修終了認定（専門医試験受験資格の判定）
- 5) 研修施設・環境の整備
- 6) 指導体制の整備
- 7) 学会・専門医機構との連携、情報収集

- 8) 専攻医受け入れ人数などの決定
- 9) 専門研修を開始した専攻医の把握と登録
- 10) サイトビジットへの対応

7-2 専攻医の就業環境（統括責任者、研修施設管理者）

本プログラムの統括責任者と研修施設の管理者は、専攻医の勤務環境と健康に対する責任を負い、専攻医のために適切な労働環境の整備を行います。専攻医の心身の健康を配慮し、勤務時間が過多とならないよう、また過重な勤務にならないよう、適切な休日の保証と工夫を行うよう配慮します。当直業務と夜間診療業務の区別と、それぞれに対応した適切な対価の支給を行い、当直あるいは夜間診療業務に対する適切なバックアップ体制を整備します。研修年次毎に専攻医および指導医は専攻医指導施設に対する評価も行い、そこには労働時間、当直回数、給与など、労働条件についての内容が含まれ、その内容は天津赤十字病院小児科専門研修プログラム管理委員会に報告されます。

7-3 専門研修プログラムの改善

- 1) 研修プログラム評価（年度毎）：専攻医はプログラム評価表（下記）に記載し、毎年1回（年度末）天津赤十字病院研修管理委任会に提出してください。専攻医からプログラム、指導体制等に対して、いかなる意見があっても、専攻医はそれによる不利益を被ることはありません。

「指導に問題あり」と考えられる指導医に対しては、基幹施設・連携施設のプログラム担当者、あるいは研修管理委員会として対応措置を検討します。問題が大きい場合、専攻医の安全を守る必要がある場合などには、専門医機構の小児科研修委員会の協力を得て対応します。

天津赤十字病院小児科専門研修プログラム評価	
専攻医氏名	
研修施設	
研修環境・待遇	
経験症例・手技	
指導体制	
指導方法	
自由記載欄	

- 2) 研修プログラム評価（3年間の総括）：3年間の研修終了時には、当プログラム全般について研修カリキュラムの評価を記載し、専門医機構に提出してください。（小児科臨床研修手帳）

<研修カリキュラム評価（３年間の総括）>

A 良い B やや良い C やや不十分 D 不十分

項目	評価	コメント
子どもの総合診療		
成育医療		
小児救急医療		
地域医療と社会資源の活用		
患者・家族との信頼関係		
プライマリ・ケアと育児支援		
健康支援と予防医療		
アドヴォカシー		
高次医療と病態研究		
国際的視野		
医の倫理		
省察と研鑽		
教育への貢献		
協働医療		
医療安全		
医療経済		
総合評価		
自由記載欄		

- ２） サイトビジット：専門医機構によるサイトビジット（ピアレビュー、７－６参照）に対しては研修管理委員会が真摯に対応し、専門医の育成プロセスの制度設計と専門医の育成が保証されているのかのチェックを受け、プログラムの改善に繋がります。また、専門医機構・日本小児科学会全体としてプログラムの改善に対して責任をもって取り組みます。

７－４ 専攻医の採用と修了

- １） 受け入れ専攻医数：本プログラムでの毎年の専攻医募集人数は、専攻医が３年間の十分な専門医研修を行えるように配慮されています。本プログラムの指導医総数は６８名（基幹施設１０名、連携施設５６名、関連施設３名）であるが、整備基準で定めた過去３年間の小児科専門医の育成実績（専門医試験合格者の平均＋５名程度以内）から３名を受け入れ人数とします。
- ２） 採用：大津赤十字病院小児科研修プログラム管理委員会は、専門研修プログラムを毎年７月～８月に公表し、７月～１０月に説明会を実施し応募者を募集します。研修プログラムへの応募者は、プログラム統括責任者に所定の「応募申請書」および履歴書等定められた書類を提出してください。

原則として11月中旬に書類選考および面接（必要があれば学科試験）を行い、専門研修プログラム管理委員会は審査のうえ採否を決定します。採否は文書で本人に通知します。

（日本専門医機構の選考スケジュールどおりの為、決まり次第、病院ホームページに公開します。）

- 3) 研修開始届け：研修を開始した専攻医は、各年度の5月31日までに以下の専攻医氏名報告書を
大津赤十字病院小児科専門研修プログラム管理委員会に提出してください。専攻医氏名報告書：
遺跡登録番号・初期研修終了所・専攻医の研修開始年度、専攻医履歴書
- 4) 修了：毎年1回、研修管理委員会で各専攻医の進捗状況、能力の修得状況を評価し、専門研修
3年終了時に、小児科専門医の到達目標にしたがって到達度の総括的評価を行い、終了判定を行います。
「妊娠・出産、前後に伴う研修期間の休止」、「疾病での休止」、「短時間雇用形態での研修」、「専
門研修プログラムを移動する場合」、「その他一時的にプログラムを中断する場合」に相当する場合
は、その都度諸事情および研修期間等を考慮して判定します。

7-5 小児科研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件

- 1) 研修の休止・中断期間を除いて3年以上の専門研修を行わなければなりません。勤務形態は問
いませんが、専門研修であることを統括責任者が認めることが絶対条件です（大学院や留学などで
常勤医としての勤務形態がない期間は専門研修期間としてカウントされません）。
- 2) 出産育児による研修の休止に関しては、休止期間が6か月までであれば、休止期間以外での規
定の症例経験がなされ、診療能力が目標に到達しているとプログラム管理委員会が判断すれば、3
年間での専攻医研修終了を認めます。
- 3) 病気療養による研修休止の場合は、研修休止が3か月までであれば、休止期間以外で既定の症
例経験がなされ、診療能力が目標に到達しているとプログラム管理委員会が判断すれば、3年間
での専攻医研修終了を認めます。
- 4) 諸事情により専門医研修プログラムを中断し、プログラムを移動せざるを得ない場合には、日
本専門医機構内に組織されている小児科領域研修医委員会へ報告、相談し、承認された場合には、
プログラム統括責任者同士で話し合いを行い、専攻医プログラム移動を行います。

7-6 研修に対するサイトビジット

研修プログラムに対する外部からの監査・調査に対して、基幹施設および連携施設の責任者は真摯に
対応します。日本専門医機構からのサイトビジットにあたっては、求められた研修関連の資料等を提出
し、また、専攻医、指導医、施設関係者へのインタビューに応じ、サイトビジットによりプログラムの
改善指導を受けた場合には、専門研修プログラム管理委員会が必要な改善を行います。

8. 専門研修実績記録システム、マニュアル等

専門研修実績記録システム（様式）、研修マニュアル、指導医マニュアルは別途定めます。

研修マニュアル目次

- 序文（研修医・指導医に向けて）
- ようこそ小児科へ
- 小児科専門医概要
- 研修開始登録（プログラムへの登録）
- 小児科医の到達目標の活用（小児科医の到達目標 改定第6版）
- 研修手帳の活用と研修中の評価（研修手帳 改定第3版）
- 小児科医のための医療教育の基本について
- 小児科専門医試験告示、出願関係書類一式、症例要約の提出について
第11回（2017年）以降の専門医試験について
- 専門医 新制度について
- 参考資料
小児科専門医制度に関する規則、施行細則
専門医にゅーす No.8, No.13
- 当院における研修プログラムの概要（モデルプログラム）

9. 専門研修指導医

指導医は、専門医資格を1回以上更新して、診療実績を積んでいる臨床経験10年以上（小児科専門医として5年以上）の経験豊富な小児科専門医で、適切な教育・指導法を習得するために、日本小児科学会が主催する指導医講習会もしくはオンラインセミナーで研修を受け、日本小児科学会から指導医としての認定を受けています。

10. Subspecialty 領域との連続性

現在、小児科に特化した Subspecialty 領域としては、小児神経専門医（日本小児神経学会）、小児循環器専門医（日本小児循環器学会）、小児血液・がん専門医（日本小児血液・がん学会）、新生児専門医（日本周産期新生児医学会）の4領域があります。

本プログラムでは、基本領域の専門医資格取得から、Subspecialty 領域の専門研修へと連続的な研修が可能となるように配慮します。Subspecialty 領域の専門医資格取得の希望がある場合、3年間の専門研修プログラムの変更はできませんが、可能な範囲で専攻医が希望する Subspecialty 領域の疾患を経験できるよう、当該 Subspecialty 領域の指導医と相談しながら研修計画を立案します。ただし、基本領域専門研修中に経験した疾患は、Subspecialty 領域の専門医資格申請に使用できない場合があります。

専門医制度下の天津赤十字病院小児科カリキュラム制(単位制)による研修制度

I. はじめに

1. 大津赤十字病院小児科の専門研修は「プログラム制」を基本とする。
2. 大津赤十字病院小児科の専門研修における「カリキュラム制(単位制)」は、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合に対する「プログラム制」を補完する制度である。

Ⅱ. カリキュラム制(単位制)による研修制度

1. 方針

- 1) 大津赤十字病院小児科の専門研修は「プログラム制」を基本とし、「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由がある場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。
- 2) 期間の延長により「プログラム制」で研修を完遂できる場合には、原則として、「プログラム制」で研修を完遂することを推奨する。
- 3) 小児科専門研修「プログラム制」を中断した専攻医が専門研修を再開する場合には、原則として、「プログラム制」で研修を再開し完遂することを推奨する。
- 4) カリキュラム制による専攻医は基幹施設の指導責任医の管理を受け、基幹施設・連携施設で研修を行う。

2. カリキュラム制(単位制)による研修制度の対象となる医師

- 1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者(地域枠医師等)
- 2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベントにより、休職・離職を選択する者
- 3) 海外・国内留学する者
- 4) 他科基本領域の専門研修を修了してから小児科領域の専門研修を開始・再開する者
- 5) 臨床研究医コースの者
- 6) その他、日本小児科学会と日本専門医機構が認めた合理的な理由のある場合

※ Ⅱ. 2. 1) 2) 3) の者は、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することを原則とするが、期間の延長による「プログラム制」で研修を完遂することができない場合には、「カリキュラム制(単位制)」による研修を選択できる。

Ⅲ. カリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件

1. 大津赤十字病院小児科のカリキュラム制(単位制)における専門医認定の条件は、以下の全てを満たしていることである。
 - 1) 日本小児科学会の定めた研修期間を満たしていること
 - 2) 日本小児科学会の定めた診療実績および臨床以外の活動実績を満たしていること
 - 3) 研修基幹施設の指導医の監督を定期的に受けること
 - 4) プログラム制と同一またはそれ以上の認定試験に合格すること

IV. カリキュラム制(単位制)における研修

1. カリキュラム制(単位制)における研修施設

1) 「カリキュラム制(単位制)」における研修施設は、大津赤十字病院小児科（以下、基幹施設）および専門研修連携施設（以下、連携施設）とする。

2. 研修期間として認める条件

1) プログラム制による小児科領域の「基幹施設」または「連携施設」における研修のみを、研修期間として認める。

① 「関連施設」における勤務は研修期間として認めない。

2) 研修期間として認める研修はカリキュラム制に登録してから 10 年間とする。

3) 研修期間として認めない研修

① 他科専門研修プログラムの研修期間

② 初期臨床研修期間

3. 研修期間の算出

1) 基本単位

① 「フルタイム」で「1 ヶ月間」の研修を 1 単位とする。

2) 「フルタイム」の定義

① 週 31 時間以上の勤務時間を職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」での業務に従事すること。

3) 「1 ヶ月間」の定義

① 暦日（その月の 1 日から末日）をもって「1 ヶ月間」とする。

4) 非「フルタイム」勤務における研修期間の算出

	「基幹施設」または「連携施設」で職員として勤務している時間	「1 ヶ月」の研修単位
フルタイム	週 31 時間以上	1 単位
非フルタイム	週 26 時間以上 31 時間未満	0.8 単位
	週 21 時間以上 26 時間未満	0.6 単位
	週 16 時間以上 21 時間未満	0.5 単位
	週 8 時間以上 16 時間未満	0.2 単位
	週 8 時間未満	研修期間の単位認定なし

※「小児専従」でない期間の単位は 1/2 を乗じた単位数とする

5) 職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」での日直・宿直勤務における研修期間の算出

① 原則として、勤務している時間として算出しない。

(1) 診療実績としては認められる。

6) 職員として所属している「基幹施設」または「連携施設」以外での日勤・日直(アルバイト)・宿直(アルバイト)勤務における研修期間の算出

① 原則として、研修期間として算出しない。

(1) 診療実績としても認められない。

7) 産休・育休、病欠、留学の期間は、その研修期間取り扱いをプログラム制同様、最大6か月までを算入する

8) 「専従」でない期間の単位は、1/2 を乗じた単位数とする。

4. 必要とされる研修期間

1) 「基幹施設」または「連携施設」における36単位以上の研修を必要とする。

① 所属部署は問わない

2) 「基幹施設」または「連携施設」において、「専従」で、36単位以上の研修を必要とする。

3) 「基幹施設」または「連携施設」としての扱い

① 受験申請時点ではなく、専攻医が研修していた期間でのものを適応する。

5. 「専従」として認める研修形態

1) 「基幹施設」または「連携施設」における「小児部門」に所属していること。

① 「小児部門」として認める部門は、小児科領域の専門研修プログラムにおける「基幹施設」および「連携施設」の申請時に、「小児部門」として申告された部門とする。

2) 「フルタイム」で「1ヶ月間」の研修を1単位とする。

①職員として勤務している「基幹施設」または「連携施設」の「小児部門」の業務に、週31時間以上の勤務時間を従事していること。

②非「フルタイム」での研修は研修期間として算出できるが「専従」としては認めない。

(1) ただし、育児・介護等の理由による短時間勤務制度の適応者の場合のみ、非「フルタイム」での研修も「専従」として認める。

i) その際における「専従」の単位数の算出は、IV. 3. 4) の非「フルタイム」勤務における研修期間の算出表に従う。

3) 初期臨床研修期間は研修期間としては認めない。

V. カリキュラム制(単位制)における必要診療実績および臨床以外の活動実績

1. 診療実績として認める条件

1) 以下の期間の経験のみを、診療実績として認める。

①職員として勤務している「基幹施設」および「連携施設」で、研修期間として算出された期間内の経験症例が、診療実績として認められる対象となる。

2) 日本小児科学会の「臨床研修手帳」に記録、専門医試験での症例要約で提出した経験内容を診療実

績として認める。

- ① ただし、プログラム統括責任者の「承認」がある経験のみを、診療実績として認める。
- 3) 有効期間として認める診療実績は受験申請年の 3 月 31 日時点からさかのぼって 10 年間とする。
- 4) 他科専門プログラム研修期間の経験は、診療実績として認めない。

2. 必要とされる経験症例

- 1) 必要とされる経験症例は、「プログラム制」と同一とする。 《「プログラム制」参照》

3. 必要とされる臨床以外の活動実績

- 1) 必要とされる臨床以外の活動実績は、「プログラム制」と同一とする。 《「プログラム制」参照》

4. 必要とされる評価

- 1) 小児科到達目標 25 領域を終了し、各領域の修了認定を指導医より受けること
各領域の領域到達目標及び診察・実践能力が全てレベル B 以上であること
- 2) 経験すべき症候の 80%以上がレベル B 以上であること
- 3) 経験すべき疾患・病態の 80%以上を経験していること
- 4) 経験すべき診療技能と手技の 80%以上がレベル B 以上であること
- 5) Mini-CEX 及び 360 度評価は 1 年に 1 回以上実施し、研修修了までに Mini-CEX 6 回以上、360 度評価は 3 回以上実施すること
- 6) マイルストーン評価は研修修了までに全ての項目がレベル B 以上であること

VI. カリキュラム制(単位制)による研修開始の流れ

1. カリキュラム制(単位制)による研修の新規登録

1) カリキュラム制(単位制)による研修の登録

① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として新規登録する。また「小児科専門医新規登録カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、学会に申請し許可を得る。

② 「小児科専門医新規登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記の項目を記載しなければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を行うことが適切でない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

i) 管理は基幹施設が行い、研修は基幹施設・連携施設とする。

2) カリキュラム制(単位制)による研修の許可

① 日本小児科学会および日本専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、II. 2) に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

2. 小児科専門研修「プログラム制」から小児科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録

1) 小児科専門研修を「プログラム制」で研修を開始するも、研修期間途中において、期間の延長による「プログラム制」で研修ができない合理的な理由が発生し「カリキュラム制(単位制)」での研修に移行を希望する研修者は、小児科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行登録の申請を行う。

2) 小児科専門研修「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行の申請

① カリキュラム制(単位制)による研修を希望する医師は、「小児科専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修開始の理由書」《別添》を、日本小児科学会及び日本専門医機構に申請する。

② 「小児科専門医制度移行登録カリキュラム制(単位制)による理由書」には、下記 の項目を登録しなければならない。

(1) 「プログラム制」で研修を完遂することができない合理的な理由

(2) 主たる研修施設

i) 主たる研修施設は「基幹施設」もしくは「連携施設」であること。

3) カリキュラム制(単位制)による研修の移行の許可

① 学会および専門医機構は、カリキュラム制研修を開始する理由について審査を行い、Ⅱ. 2)に記載のある理由に該当する場合は、研修を許可する。

② 移行登録申請者が、学会の審査で認定されなかった場合は、専門医機構に申し立てることができる。

(1) 再度、専門医機構で移行の可否について、日本専門医機構カリキュラム委員会(仮)において、審査される。

4) カリキュラム制(単位制)による研修の登録

① カリキュラム制(単位制)による研修への移行の許可を得た医師は、日本専門医機構の「カリキュラム制(単位制)による研修」として、移行登録する。

5) 「プログラム制」から「カリキュラム制(単位制)」への移行にあたっての研修期間、診療実績の取り扱い

① 「プログラム制」時の研修期間は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても研修期間として認める。

② 「プログラム制」時の診療実績は、「カリキュラム制(単位制)」への移行後においても診療実績として認める。

(1) ただし「関連施設」での診療実績は、「カリキュラム制(単位制)」への移行にあたっては、診療実績として認めない。

3. 小児科以外の専門研修「プログラム制」から小児科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行登録

1) 小児科以外の専門研修「プログラム制」から小児科専門研修「カリキュラム制(単位制)」への移行は認めない。

① 小児科以外の専門研修「プログラム制」の辞退者は、あらためて、小児科専門研修「プログラム制」

で研修を開始するか、もしくはVI. 1に従い小児科専門研修「カリキュラム制(単位制)」にて、専門研修を開始する。

4. 「カリキュラム制(単位制)」の管理

- 1) 研修全体の管理・修了認定は「プログラム制」と同一とする。《「プログラム制」参照》

《別添》 「小児科専門医新規登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」および 「小児科専門医制度移行登録 カリキュラム制(単位制)による研修の理由書」

小児科専門医新規登録

カリキュラム制（単位制）による研修開始の理由書

日本小児科学会 気付 日本専門医機構 御中

小児科研修プログラムで研修することが不可能であるため、カリキュラム制（単位制）で小児科専門医の研修を開始したく、理由書を提出します

記入日（西暦） 年 月 日

●申請者氏名（署名）

●勤務先

施設名：

科・部名：

〒：

TEL：

●プログラム制での研修ができない理由 ※理由を証明する書類を添付すること

☐1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）

☐2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベント

☐3) 海外・国内留学

☐4) 他科基本領域の専門医を取得

☐5) その他上記に該当しない場合

●理由詳細

●他科基本領域専門研修プログラムでの研修歴について

他科基本領域専門研修プログラムに登録したことがある（はい・いいえ）

はいの場合、基本領域名（科）

研修状況（中途辞退・中断・修了）

主たる研修施設

上記の者が小児科カリキュラム制（単位制）での研修を開始することを承諾いたします

基幹施設名／連携施設名 _____

プログラム統括責任者（署名） _____ ㊞

プログラム統括責任者の小児科専門医番号 _____

小児科専門医新制度移行登録

小児科カリキュラム制（単位制）での研修開始の理由書

日本小児科学会 気付 日本専門医機構 御中

小児科研修プログラムで研修することが不可能であるため、カリキュラム制（単位制）で小児科専門医の研修を移行したく、理由書を提出します

記入日（西暦） 年 月 日

●申請者氏名（署名）

●勤務先

施設名：

科・部名：

〒：

TEL：

●プログラム制での研修ができない理由 ※理由を証明する書類を添付すること

☐1) 義務年限を有する医科大学卒業生、地域医療従事者（地域枠医師等）

☐2) 出産、育児、介護、療養等のライフイベント

☐3) 海外・国内留学

☐4) 他科基本領域の専門医を取得

☐5) その他（パワハラ等を受けた等）

●理由詳細

●他科基本領域専門研修プログラムでの研修歴について

他科基本領域専門研修プログラムに登録したことがある（はい・いいえ）

はいの場合、基本領域名（科）

研修状況（中途辞退・中断・修了）

主たる研修施設

上記の者が小児科カリキュラム制（単位制）での研修を開始することを承諾いたします

基幹施設名／連携施設名 _____

プログラム統括責任者（署名） _____ ㊞

プログラム統括責任者の小児科専門医番号 _____